/\		
公職	農業系	漁業法
選挙法	菜委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号	(四
(昭	等に	和一
和一	関す	十四四
士五	る法	年法
年法	律(律第
律第	昭和	三百
一十五 年法律第百号)(抄)	- +	(昭和二十四年法律第二百六十七号)
	六年	七号
	法律) (;
	第八	(抄)
•	十八口	•
•	方)	•
•	沙)	•
•	号)(抄)・・・・・	
•	•	•
•	•	•
•	•	•
•	•	•
•	•	•
•		•
•	•	•
•	•	
•	•	•
•	•	•
	•	•
•	• • 9	1
19	9	1

三 二 一

目 本 大震災に伴う海 区漁業調整委員会及び農業委員会の委員の 選 を挙の 臨 時 特例 に関する法律案参照条文

○漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)(抄

(漁業調整委員会)

第八十二条 漁業調整委員会は、 海区漁業調整委員会、 連合海区漁業調整委員会及び広域漁業調整委員会とする。

2 海区漁業調整委員会は 都道府県知事の監督に、 連合海区漁業調整委員会はその設置された海区を管轄する都道府県知事の監督に、 広域漁業調整

委員会は農林水産大臣の監督に属する。

(構成)

第八十五条 海区漁業調整委員会は、委員をもつて組織する。

2 (略)

3 委員は、左に掲げる者をもつて充てる。

次条の規定により選挙権を有する者が同条の規定により被選挙権を有する者につき選挙した者九人 (農林水産大臣が指定する海区に設置され

る海区漁業調整委員会にあつては、六人)

すると認められる者の中から都道府県知事が選任した者二人 学識経験がある者の中から都道府県知事が選任した者四人 (前号に規定する海区漁業調整委員会にあつては、 (前号に規定する海区漁業調整委員会にあつては、 三人 一人) 及び 海 区 内 0 公益 を代表

4~6 (略)

(選挙権及び被選挙権)

第八十六条 有する者であつて、 者が相当数その区域 海区漁業調整委員会が設置される海区に沿う市 内に住所又は事業場を有している等特別 年に九十日以上、 漁船を使用する漁業を営み又は漁業者の 町 の事 村 (海に沿 由 によつて農林水産大臣が指定したものを含む。 わない市町村であつて、 ために漁船を使用して行う水産動植物の 当該海区において漁業を営み又はこれに従 の区域内に 採捕若しくは養殖に従事 住 所又は事業場を 事する

2 · 3 (略)

するものは、

海区

漁業調整委員会の委員の

選挙権及び被選挙権を有する。

(欠格者)

第八十七条 左の各号の一に該当する者は、選挙権及び被選挙権を有しない。

二十年未満の者

年

間、

被

選

挙

権

を有

しない。

- 職 選 挙 法 昭昭 和二十五年法律第百号) 第十一条第 項 (選挙 権及び 被選挙 権 を有 L な · 者) に規定する者
- 2 わ ŋ 公 文はその 職 選 挙 法 公第 三条 執 行の免除を受けた者でその執行を終わり (公職の定義) に規定する公職にあ る間 又はその に 犯した同法第十 執 行 の免除を受けた日 条第 カン 項 。 ら 五 第四 号に 年 を 経過 規定する罪により L たも 0) いは、 刑に 当 該 処 五. 年 せ 5 を 経 れ、 過 そ L \mathcal{O} た 日 執 から 行 を Ŧ.
- 3 内に 選 おい | 学 管 理 て、 委 海区 員 会の .漁業調整委員会の 委員及び職 員、 投票管 委員の候補者となることができな 理 者、 開 票管 理 者、 選挙長 並 びに 選挙 · 事 務に 関 係 \mathcal{O} あ る 地 方 公 共団 体 \mathcal{O} 職 員 は、 在 職 中 そ \mathcal{O} 関 係 区 域
- 4 裁 判官、 検 察官、 会計検査官、 収税官吏、 警察官及び公安委員会の委員 は、 在 職 中、 海 区 漁業調整委員 会の 委員 0) 候 補 者となることが できない。

(選挙事務管理者)

第八 八十八条 海 区漁 業調整委員会の 委員の 選挙に 関 する事 務 は、 地 方自治法第百 八 + 条に規定する都道 府 県 (T) 選 挙 管 理 委員会が 管理

(選挙人名簿)

- 第八 を調 八十九条 査し、 海区漁業調整委員会選挙人名簿を調製しなけ 第八十六条第一 項 の市 町村の選挙管理委員会は、 ればならな 政令の定めるところにより、 申 請に基づ いて、 毎年 九月 日 現 在 で 選 挙 人 の 選 挙資格
- 2 補 正 前項の場 一することができる。 合におい て申 請 がないとき、 又は 申 清に 錯 誤若 L くは 遺 漏が あるときは、 選 **学管理** |委員 〈会は、 職 権で選 学人 名 簿 に 登 載 ĺ 又は 申 請 を
- 3 選挙人の年齢は、選挙人名簿確定の期日で算定する。
- 4 ば なら 選 挙 ,人名簿に は、 選挙 人の氏名及び生年月日 (法人にあつて は 名 称) 並 び に 住 所 (当 該 地 X 内 住 所 が な ・場合に は 事 業 (場) 等 を 記 載 L な け れ
- 5 選挙人名簿は、十二月五日をもつて確定する。
- 6 L 0 旨 たときは 選 [を告示し 挙 、人名簿は、 直ちに修正するものとし、 なけ ればならな 次 年の 十二月四 日まで据えおかなけ 選挙人名簿に 登 載さ れ ば なら れ て いる者が な V) ただし、 確定 判決により 市 町 村の 選挙管理委員会は、 修 正 すべきものとなつたときは 選挙人名簿に 直ち 登載されている者 に 修 正 するとともにそ が · 死 亡
- 7 知 市 た場 町 村 合に の 選 は、 挙 管理委員会は、 前 項 ただし書 選挙人名簿に登載されている者 \mathcal{O} 規定に該当する場合 を除 < ほ か、 が当該市 直 ち Ē 町 村の 選 挙 人名 選挙人名簿に 簿にその 旨 登載される資格を有せず、 \mathcal{O} 表示をしなけ ればなら 又は な 有し なくなつたことを
- 8 市 町 村 0) 選 挙 管理委員会は 当 三該市 町村と同 0) 海区に に沿う他 の市 町 村 0) 選挙人名簿に 2登載さ れ て いる者を当該市 町 村 0) 選 挙 人 名 簿 に 載 した

とき は、 直 5 そ 0 旨 を 関 係 \mathcal{O} あ る市 町 村 \mathcal{O} 選 挙 管 理 委 員 会に 通 知 L な げ れ ば な 5 な

欠員 生じ 合

条

第

項

但

書

 \mathcal{O}

規

定

する。

第九 あつて当 選 **7八十五** 人とな らなか 条第三項 を準用 つたも 第 号 \mathcal{O} が \mathcal{O} 委員に欠員を生じた場合に あるときは 直ちに 選挙会を開き、 お 11 て、 その 第九 者の + 匹 条に 中 か お 6 当 V て準 選 人を定め 用 す る 公職 なけ 選挙 ればなら 法第 な 九 + 五. 条 0 第 場 合 項 に 但 お \mathcal{O} 得 て 者

2 その 項 0) 都 前 数が 規定に 道 項 \hat{o} 府 不足するとき 県 委 員に 0) ŋ 選 欠員を生じた場合にお 選 挙 管 ロ理委員: 0 期 (委員の任期満 日 を告示り 会は、 したときは 選 挙 了前 \mathcal{O} 1 期 て、 日 を 筃 前 定め 月 項 0) 以 \mathcal{O} ってこれ 内に 限 規 定に りでない (委員に を告 ょ ŋ 欠員を 当 示 į 選 人 生じ、 選挙 を 定 を行 め その ることがで わ 数が当 せなけ き 選人の不足数とあわせて二 れ な ば なら 1 لح き、 な 又 但 は 前 項 同 \mathcal{O} 規定に 人に 人以下であ 関 ょ ŋ 当 て る 前 選 条第 場合 人 を を除 二項 定 め 又は 7 ŧ 第 な は 兀 お

3

職 選 举 法 0 準 用

第

百十 十 五 十九 ただし 第六項 会 四 か 十二条第三項 六 及 . 四 第 九 条 5 十六条の二、 、条及び 百四 書を 条 第 0 び 第十一項 条 選 一百二条 (選挙期 学 十八条の二、 第百三十 除 公 分会) 第二百三十五条 項 第百条第一 職 第 べまで、 反び から 選 **%第二項** 第 四 月)、 百 挙 第二 第五 条、 法 二 十 (第七十五条第二項 開 第八十六条の八、 + 第 項 第百六十一 項 第六章 八条 条 九条第四項から第八項まで並びに第四十九条の二の規定を除く。 第百三十 項 票区)、 まで及 第 第 から第三項まで、 (欠けた場合の Ō 兀 三百 (特) 兀 項 (投票) [四条、 一条第 第二十三条から第二十 び第八項 定 \mathcal{O} 条第 地域に 規定を除 第二百三十五条の六、 第 第九十条、 (第三十五条、 項 項 通 第七十七条第二項及び ただし書、 関する特 二百五条第五 及び第二 知)、 第七項及び第八項 第 三項及び 第九十一条第二項 例) 第百 第十 項 第六十八条並 項、 第三十六条、 + 五条まで、 第十条 第四 · 六 条 第二百三十六条第二項、 六 第百三十二条から第百三十七 第 章 項、 二百六条 (議 (罰 第一 第 第 八十 第 第百六十四条の六、 百 びに第六十八条の二 則 員又は当選人がすべてない場 第三十七条第三項及び 項 (候補者)、 (第二項、 条から第百 第 被被 条 条 選挙 の規定を除く。 (選挙人 百百 第一 人の $\overline{+}$ 第二 第十章 二百 (名簿) 匹 条の二の二まで並 年 1八条、 一第一 百三十六条の二、 条の 第百六十六条、 齢 条まで、 の (当選 =項、 第四 算定方法)、 第七章 第一 第三十三条、 第二 人 第三 項、 合の 第八十六条 第百三十 二百 百三十五条の二 九条の二 項及び第 第三十八 (第九十五条の二から (開 般選挙) 第百七十八 びに第百八条第二 票) 第 第二百三十八条の二、 七 条の三、 第三 十七 \mathcal{O} 八条第四 第二 五項の (第六十一 兀 第一 条 項、 条 第 兀 規定 1条第一 第百三 百十 (投票区)、 第 項、 項、 選 第 を除 第四 号 挙 t 項 条第三項 第二 及び の規 百 運 第九十八 項、 条 + 動) 項、 八 + (設 条、 · 条、 第三 第二百三十九条第 定 第 第 を除 + 条第二項 置 第 及 号、 第 十 条まで、 び 第四 第 選 五. 項 八 **学** <u>`</u> 第四 百 項 第 条 及び 第二 兀 八章 五. + 第 (第 + 項 六 兀 第二 第 項 百 条 第 第 条 (選 百 第 第 及 項 九 九

百七 第二百 次 六条から 第 + の 匝 地 項 表の 「 条 の +号 第四 方公共団 及び · 条 の 「五十二条の三、第二百五十五条第三項から第五項まで並びに第二百五十五条の二から第二百五十五条 号及び 上 二(行政手続法 第二百五 欄に掲げる同 三 第二号から第九号まで並びに第二項、 体の (選 第二項、 長及び 登に関 十条まで、 する届 法の規定の中で同 市 の適用除外)、第二百七十 第二百三十九条の二第一 町村 第二百五十一条の二第二項 の議会の議員の 出 · 等 の)期限)、 表中 -欄に 第二 選挙に関 第二百 項、 -条 第 掲げるも 百七十二条 第二百 する部分を除く 兀 一項 第三項 +のは、 本文 四十 兀 条 命 第一 及び 条第二項、 (選 それぞれ同 令 項 第 第五 挙に関する届出 \mathcal{O} ほ 委任) か、 項、 号 第二百四十二条第二項、 表下 海区 から 第二百五十一 並びに 四漁業調 第五号 欄 のように読み替えるものとする。 等 附則 \mathcal{O} 整委員会の委員の選挙に準用する。 の二まで、 時 条の三、 第 間)、 兀 項及び第五項の 第二百七十条の二 第二 第 第二百四十二条の二、 七号及び第八号並 一百五十一 の四までの 規定は、 条の 令 四、 規 %定を除. 在者投票の び 衆 議院 第二 第二百 に 第二 この場合にお < 議 百五十二条 員、 項、 四十三条第一 時 第二百 参議院 間)、 第二百-の 二、 1 議員 第二 7 項 六

第十条第二項	前項各号	漁業法第八十七条第一項第一号
第二十三条第一項	前条第一項の規定による登録については登録月の三	毎年十月二十日から十一月三日までの間
	日から七日までの間(同項ただし書に規定する場合	
	には、政令で定める期間)、同条第二項の規定によ	
	る登録については当該選挙に関する事務を管理する	
	選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議	
	院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管	
	理会)が定める期間	
	同条の規定により選挙人名簿に登録した者の氏名、	選挙人名簿
	住所及び生年月日を記載した書面	
第二十四条第一項	選挙人名簿の登録に関し不服がある	選挙人名簿に脱漏又は誤載があると認める
第二十四条第二項	三日	二十日
	その異議の申出に係る者を直ちに選挙人名簿に登録	直ちに選挙人名簿を修正し
	し、又は選挙人名簿から抹まつ消し	
第二十五条第四項	一の縦覧に係る選挙人名簿への登録又は選挙人名簿	一の選挙人名簿に係る脱漏又は誤載を
	からの抹消に関し	
第三十三条第三項	地方自治法第六条の二第四項又は第七条第七項の告	漁業法第八十四条第二項の公示
	示	

第一	_ -	-
漁業法第九十一条第七号	前条第一項第八号	第六十八条の二第一項
		第六十七条
漁業法第九十一条	第六十八条	第四十九条第三項
項	第五十条	
第四十八条、第五十条及び漁業法第九十条第三	第四十六条第一項から第三項まで、第四十八条及び	第四十九条第一項及び第二項
第三十九条、第四十一条	第三十九条から第四十一条まで	第四十八条の二第三項
漁業法第九十条第三項	第四十六条第一項から第三項まで	第四十八条の二第二項
		명
農林水産省令	総務省令	第四十八条の二第一項第一号、第二号及び第四
	及び第五項並びに第六十八条	
漁業法第九十条第三項及び第九十一条	第四十六条第一項から第三項まで、第五十条第四項	第四十八条第一項
	五条及び第五十六条において同じ。)	
	の事項又は当該事項を記載した書類。次項、第五十	
	当該選挙人名簿に記録されている全部若しくは一部	
	り磁気ディスクをもつて調製されている場合には、	
抄本	抄本(当該選挙人名簿が第十九条第三項の規定によ	第四十四条第二項
漁業法第九十四条において準用する第百十六条	第百十六条	第三十四条第四項第六号
一項		
漁業法第九十四条において準用する第百十一条第	第百十一条第一項	第三十四条第四項第四号
条		
漁業法第九十四条において準用する第二百五十四	第二百五十四条	
漁業法第九十二条第一項第五号	第百九条第六号	第三十四条第四項第三号
一項		
漁業法第九十四条において準用する第二百十条第	第二百十条第一項	
漁業法第九十二条第一項第四号	第百九条第五号	第三十四条第四項第二号
漁業法第九十四条において準用する第百十六条	第百十六条	第三十四条第一項

		八項本文、第九項及び第十項
第八十六条の八第一項	第十一条第一項、第十一条の二若しくは第二百五十	漁業法第八十七条第一項第二号若しくは第二項又
	二条又は政治資金規正法第二十八条	は同法第九十四条において準用する第二百五十二
		条
第八十六条の八第二項	第二百五十一条の二第一項各号	第二百五十一条の二第一項第一号、第三号及び第
		四号
第九十条	前条	漁業法第八十七条第三項又は第四項
第九十一条第二項	第八十八条又は第八十九条	
第百三条第二項及び第四項	第九十六条、第九十七条、第九十七条の二又は第百	漁業法第九十二条第一項又は第九十三条第一項
	十二条	
第百十一条第一項	その地方公共団体の議会の議長から	その海区漁業調整委員会の会長から
第百十一条第二項	第百十二条	漁業法第九十三条第一項
第百十六条	第百十条(選挙の一部無効に係る部分を除く。)又	漁業法第九十二条第二項若しくは第四項又は第九
	は第百十三条	十三条第二項
第百三十五条第一項	第八十八条に掲げる者	漁業法第八十七条第三項に掲げる者
第百三十六条	左の各号に掲げる者	漁業法第八十七条第四項に掲げる者
第百三十七条の三	第二百五十二条又は政治資金規正法第二十八条	漁業法第九十四条において準用する第二百五十二
		条
第二百十条第一項	第二百五十一条の二第一項第一号から第三号までに	第二百五十一条の二第一項第一号又は第三号に掲
	掲げる者が	げる者が
	若しくは第二百二十三条の二第二項	又は第二百二十三条の二第二項
	場合又は出納責任者が第二百四十七条の規定により	場合
	刑に処せられた場合	
	第二百五十一条の二第一項第一号から第三号までに	第二百五十一条の二第一項第一号若しくは第三号
	掲げる者若しくは出納責任者	に掲げる者
第二百十条第二項	第二百五十一条の二第一項第一号から第三号までに	第二百五十一条の二第一項第一号又は第三号に掲
	掲げる者	げる者

げる罪(第二百四十五条の罪を除く。)	二百四十条、第二百四十二条、第二百四十四条、第二百四十条、第二百四十二条、第二百四十四条、第二百四十四条、第二百四十四条、第二百四十四条、第二百四十四条、第二百四十四条、第二百四十四条、第二百四十四条	第二百五十二多第一項
十四条このハ	る	第二百五十二条第一頁
第一号、第三号及び第四号	次の各号	第二百五十一条の二第一項
	百五十二条の三並びに第二百五十三条の罪を除く。	
	の五第一項及び第三項、第二百五十二条の二、第二	
	十九条の三、第二百四十九条の四、第二百四十九条	
	条の二第三項から第五項まで及び第七項、第二百四	
	号から第九号まで、第二百四十八条、第二百四十九	
げる罪(第二百四十五条の罪を除く。)	十六条の二、第二百四十五条、第二百四十六条第二	
漁業法第九十四条において準用する第十六章に掲	この章に掲げる罪(第二百三十五条の六、第二百三	第二百五十一条
又は第百三十六条		
漁業法第九十四条において準用する第百三十五条	第百三十五条又は第百三十六条	第二百四十一条第二号
四号		
第二百五十一条の二第一項第一号、第三号及び第	第二百五十一条の二第一項各号	第二百二十四条の二
号		第二百二十三条の二第二項
第二百二十一条第三項第一号、第二号及び第四	第二百二十一条第三項各号	第二百二十三条第三項
前条第三項第一号、第二号及び第四号	前条第三項各号	第二百二十二条第三項
第一号、第二号及び第四号	次の各号	第二百二十一条第三項
定する異議の申出		
漁業法第九十四条において準用する第十五章に規	本章に規定する異議の申出	第二百十二条第一項
四号		
第二百五十一条の二第一項第一号、第三号及び第	第二百五十一条の二第一項各号	第二百十一条第一項
	刑に処せられた場合	
場合	場合又は出納責任者が第二百四十七条の規定により	
又は第二百二十三条の二第二項	若しくは第二百二十三条の二第二項	

	刑に処せられたときは	
ときは	とき又は出納責任者が第二百四十七条の規定により	
又は第二百二十三条の二第二項	若しくは第二百二十三条の二第二項	
第二百五十一条の二第一項第一号又は第三号	第二百五十一条の二第一項第一号から第三号まで	第二百五十四条の二第一項
四号		
第二百五十一条の二第一項第一号、第三号及び第	第二百五十一条の二第一項各号	
)	
	百五十二条の三並びに第二百五十三条の罪を除く。	
	の五第一項及び第三項、第二百五十二条の二、第二	
	十九条の三、第二百四十九条の四、第二百四十九条	
	条の二第三項から第五項まで及び第七項、第二百四	
	号から第九号まで、第二百四十八条、第二百四十九	
げる罪(第二百四十五条の罪を除く。)	十六条の二、第二百四十五条、第二百四十六条第二	
漁業法第九十四条において準用する第十六章に掲	この章に掲げる罪(第二百三十五条の六、第二百三	第二百五十四条
四号		
第二百五十一条の二第一項第一号、第三号及び第	第二百五十一条の二第一項各号	
	百五十二条の三並びに第二百五十三条の罪を除く。	
	の五第一項及び第三項、第二百五十二条の二、第二	
	十九条の三、第二百四十九条の四、第二百四十九条	
	条の二第三項から第五項まで及び第七項、第二百四	
	号から第九号まで、第二百四十八条、第二百四十九	
げる罪(第二百四十五条の罪を除く。)	十六条の二、第二百四十五条、第二百四十六条第二	
漁業法第九十四条において準用する第十六章に掲	この章に掲げる罪(第二百三十五条の六、第二百三	第二百五十三条の二第一項
	この章に掲げる罪(第二百五十三条の罪を除く。)	第二百五十二条第二項
	条の三及び第二百五十三条の罪を除く。)	
	二百四十五条、第二百五十二条の二、第二百五十二	

第二百六十四条の二	この法律	漁業法
第二百七十条の三	第十五章	漁業法第九十四条において準用する第十五章

(委員の任期)

第第

第九十八条 委員の任期は、四年とする。

2 第八十五条第三項 第一号の委員の任期は、 般選挙の日から起算する。 但 į 委員の任期満了 0) 日 前 に 般選挙を行つた場合においては、 前任

者の任期満了の日の翌日から起算する。

- 3 補欠委員は、前任者の残任期間在任する。
- 4 委 女員は、 その任期が満 了しても、 後任の委員が就 任するまでの間は、 なおその職務を行う。

○農業委員会等に関する法律 (昭和二十六年法律第八十八号) (抄)

(組織)

第四条 農業委員会は、委員をもつて組織する。

委員は、選挙による委員及び選任による委員とする。

2

委員は、非常勤とする。

3

選挙による委員)

第七 条 農業委員会の 選挙による委員は、 被選挙権を有する者について、 選挙権を有する者が選挙するものとし、 その定数は、 政令で定める基準に

従い、四十人を超えない範囲内で条例で定める。

2 前項の委員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ行うことができない。

(委員の選挙権、被選挙権等)

第八条 農業委員会の区域内に住所を有する次に掲げる者で年齢二十年以上 のも \mathcal{O} は、 当 該農業委員会の選挙による委員の 選 挙 権 及び 被 選 を有

する。

- 都 府 県にあつては十アール、 北海道にあつては三十アー ル以上の 農地につ き耕作の業務を営む者
- 前 号の 者の 同 居 の親族又はその配偶 者 (その耕作に従 事する日数が農林水産省令で定め る日 数に達しないと農業委員会が認 め た者を除
- 第一号に規定する面 積 の農地につき耕作の業務を営む農業生産法人 (農地法第二条第三項に規定する農業生産法人をいう。 0) 組 合員、 社員

は 株 主 (その耕 作に従事する日数が 前 号の 農 林 水 産 省令で定める日数に達し ないと農業委員会が認めた者を除く。)

- 2 前 項 \mathcal{O} 年 齢 は、 選 学権 に ついては 選 学 人 八名簿 確 定 \mathcal{O} 期 日、 被 (選挙権 に 0 71 ては 選 挙 \mathcal{O} 期 日により 、算定する。
- 3 8 たときは、 第 項 第 号の その 面 農 積)とし、 地 0) 面 積 は 登記簿の 登 記 簿 地 \mathcal{O} 積の 地 積の な がある農 *١* ٧ 農 放地に あ 地に つては、 あ って は、 農業委員会が定めた面積とする。 当該地 積 (農業委員会が当該 地 積を著しく不 相当と 認 め、 別 段 0 面 積 を定
- 4 選 挙 子管理 一委員 (会の委員及び職員) 投票管理者、 開 票管 理 者 並 びに 選 挙長は、 在職 中その 関 係 区 区域内に おける農業委員 会の 選 挙 に ょ る 員
- 5 裁 料官、 検察官 会計 i 検査院 の検査官、 警察官及び 公安委員会 0 委員 は、 在職中 ·農業委員 会の 選 挙 に よる委員 0 候 (補者となることができな

挙 **。**の 管 理

者

1となることができない。

第 九 条 農 (業委 員 会の 選 挙による委員 0 選 必挙に 関 する事 務 は 市 町 村 0 選 .) 挙 一管理 委員会が管 理 する。

学人

農業委員

第十条 を調 査し、 市 町 村の選挙管理委員会は、 会委員選挙人名簿を調製しなけ 政令の定めるところにより、 ればなら な 第八条第 項に規定する者の 申請 に基き、 毎年一 月 一 日 現 在 に より その 資格

2 ŧ 市 つて選挙人名簿を調製し、 町 . 村 の 選挙管理委員会は 又は修正することができる 前 項の 申請がないとき、 又 は 同 項 の申 請 が あ つた場合に お Ŋ て 当 該 申 請 に錯 誤若 しく は 遺 漏 が あ ると き は 職 権

- 3 選 !挙人名簿に は、 次に掲げる事項を記載しなけ ればならな
- 第八条第 項 第 号の規定による選挙人については、 その 氏 名、 住所、 生 年 月 日 及び 耕 作 の業務を営 む 農 地 \mathcal{O} 面 積 その 他 必 な 項
- 第八条第一 項 第二号の規定による選挙人につ V ては、 その 氏名及び生年 月日そ \mathcal{O} 他必 要な 事 項
- す んる法 第八条第一項 仏人の名 称及び耕作の業務を営む農地 第三号の規定による選挙人につい \mathcal{O} 面 積 その ては、 他 その氏 必要な事項 ム名、 住 所及び生年月 日、 その者が 組 合 員 社 |員又は 株主となつて いる 同 号に 規 定
- 4 八条第三項 0 規定 は、 前 項 \mathcal{O} 場合に準 用 でする。
- 5 選 挙 、人名簿は、 三月三十一日をもつて確定する。

0

旨

日を告示

な

け

れ

ば

ならな

- 6 L たときは 選 挙人名簿は、 直ちに修正するものとし、 次年の三月三十日まで据えおかなけ 選挙人名 海に 登 れば 録 3 なら れ 7 7 な る者 V) ただ が 確 定 Ļ 判 決に 市 町 より 村の 修 選挙管理委員会は、 正 す ~ きも のとなったときは 選挙人名簿に 直 ち 登 録 に さ 修 れ 正 す て いる者が るととも が 死亡 にそ
- 7 市 町 村 の 選 挙 管理委員 会は 選挙 人名簿に登録され て 1 る者が当 該 市 町 村 \mathcal{O} 選 学 人 名 簿に 登 録さ れる資格を有せず、 又 は 有し なくなつたことを

場 合 は 前 項 ただだ L 書 0 規 定 に 該 当 す んる場 合 を 除 き 直 ち に 選 挙 人 名 簿 に そ 0) 旨 0 表 示 を L な け れ ば な 5

法 用

び

 \mathcal{O}

第二項 及び 1六十一 第三項 に 第 渾 第 務 第百 八 条 · 等 5 の 八 条 兀 百 百 第 九 第 所 \mathcal{O} 1十六条 項 項 六十六 0 第百 + 規 期 百 百 選挙 (まで、 月 ·八条第 定 第二百 五. 第 設 八 並 一項 一務員 を除 置 び Ė. 正 Ł 条 条の二 及び 号 条 第 第 に か 条 権 (議員又は くとな 第六章 及び 第二 五. 第二百 ま ま 5 五. 百 二項 \mathcal{O} 第六十八条の二第二項 第四十九条の二並 挙 項 十二条の三、 六十一条の二、 第 で 届 第 で な 第 0 項 百三十八 出 五. か つたため立候補 定 \mathcal{O} 1 (選 被被 昭 縦縦 三十 百 項 規 5 及 者 **(選** (第三十 第四項 当選 建 等 五. び 挙 定 選 覧 和二十五 第 の 立 九 事 第 を除 挙 挙 か 第 第 物 +及び 条の 三百 人が 七項 会 条 条 百三十一 異 権 5 務 二百 まで、 候補 第二百五十五 を有 第 ま Ł 所 議 $\widehat{\exists}$ 施設に 九号 第百六十二条 すべ 及び 条第三 年法 二第 で、 びに第五十七 <u>二</u> 十 \mathcal{O} 第 閉 別 \mathcal{O} 申 \mathcal{O} ない まで 条 第 てない 第八 Ė. 第九 禁 第 条 辞退とみなされる場合) 出 律第百号) 訪 鎖 八 (当 第三項 項 第 お 問 十六 項 等) 条 命 止 令、 項 · 者) 百 並 兀 け 選 十九条の二、 及び \mathcal{O} 条第三項 第 兀 る演 項 場 人)、 条 項 五. び 及び 第三十 第 条第一 第 及び 合の 議 第 第 + 0) 選 \mathcal{O} に 第十 第 百 第 規 説 百 挙 員 八 兀 兀 第 第 八条 条 兀 定 等 項 兀 事 \mathcal{O} 第 + 第 第 項 二百 欠け 及び か \mathcal{O} 項 + を Ď + 務 般 百 七 五. 項 条 Ė 二項 第百条 5 条 三十 除 禁 条 関 選 + 条 項 項 \mathcal{O} 第 条 (特 (選 止 学) た場 第一 第 第 第 第 く。 \mathcal{O} 係 条 第 か \mathcal{O} 規 兀 **企**投 (選 五. 五. 者 第 5 規 定 + 挙 定 一百 項、 (票区) を除 項 項 第 項 項 条 等 挙 合 第 定 兀 人 地 連 第十章 条第三 の繰 事 第 項 まで並 兀 第 \mathcal{O} 第十五章 \mathcal{O} 五. を除く。 名 域 重 争 及び第一 項 第百六十三条 六、 選 務 百 項 第 十 三号 呼 く。 簿 に 訟) 兀 挙 + か ま 行 所 上 複 \mathcal{O} 関 及び第 第十八 する特 項 第 項、 び 運 \mathcal{O} 補 5 再 条 為 七 立. で (第九十五条の二、 第三 及び の禁 候補 に 第 数 充 調 動 条 及 二百三 (第二百 (投票) 第十六 項 び第九 製) 第二 第四十六条第一 \mathcal{O} (設置選挙)、 ·禁止) (開票) 一項まで、 条 項 第 币 \mathcal{O} 例 項、 一百五十 (再選挙)、 第 第百三十二 第百十三条 禁 五. (個 兀 正 項 開 章 項、 第三十三 ゕ 第七章 号 第一 条第一 第百四 票区 第十一 人演説 条、 第七 Ħ. 第 5 カン 第 第 第 **双百三十** 八章 条の 第二百 第 第 百 5 百百 会 条 項及 第 項 第百二十 第 第 九 項 条 条 百 第 兀 + (第六十一 九十五 第一 + 八 百 + 及 第十 五. 五. (選 ` 第七 か +号 第 +条 七 +び 項 び 五. 項 条 一条第一 第百 *の*ニ 条第 匹 \mathcal{O} 条 挙 第 ま 第 般 九 項 5 $\widehat{\underline{\bot}}$ 第二 八項、 条第 及び 条 百三十六 条 \mathcal{O} 当 九 補 条 条の三、 で + 選挙 一まで、 条第三 欠選 \mathcal{O} \mathcal{O} 五. 六 三 日 条 第 候 五条第二 項、 項、 百 (候 十四四 項、 新 \mathcal{O} 補 \mathcal{O} 兀 第 (選挙 (選挙 選挙 第百 第四 五. 聞 挙 項 \mathcal{O} 補 期 項 一項及び 及び 第九 第二 第一 条 第 条 第 第 紙 た 者 日 項 項、 事 運 名 五. 七 \mathcal{O} 0 権 \otimes \mathcal{O} + 及び 十七七 号 百 百 務 簿 第百 条 <u>V</u> 選 百 動 条 百 六 雑 第 \mathcal{O} 六 から 第七 第四 及 0 兀 所 条 第 挙 \mathcal{O} 五. 八 (夜 誌 \mathcal{O} 公 候 条第三 十二 び 第二 +兀 条、 被 期 +務 補 0 抄 + \mathcal{O} \mathcal{O} 項 権 第 員 + + 第 五. 選 制 本 間 不 五. 項 ま 間 \mathcal{O} 及 百三 条 議 百 兀 \mathcal{O} 条 八 条 第 \mathcal{O} 法 挙 条 届 七 び で 限 \mathcal{O} 第一 号 員 項 \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} 街 権 退 条 第 第 条 使 利 被 出 第百 条 六十 0) 第 兀 規 兀 並 百 頭 用 を 職 等 用 育 九 第 有 第 項 欠 0 第 + 定 び 九 演 挙 _ の _ 第二 三十 け 条 条 百 項 八 権 を 第 L 九 九 選 説 \mathcal{O} 合 号 三十 た場 第二 第 第 \mathcal{O} \mathcal{O} な + 第 第 及 条 条 制 を 及び 禁 条 併 七 九 八 び 第 百 百 限 ま 第 + 項 十 兀 止 兀 合 条 + 補 選 十三 第二 等) 六 項 第 条 選 挙 \mathcal{O} で \mathcal{O} 八 項 欠 な 二項 第 第 選 条 条 举 通 及

举 6

百

投票の する。 除き、 挙による委員 罰則)、 の委任) 農業委員 時 間) 第二百六十四条の二(行政手 並びに の候補 会の)に附則第四項及び第五項の規定は、第二百七十条の三 (選挙に関する足 者」と読み替え、 選挙による委員の選挙について準用する。 次表上欄に掲げる同法 ,続法 関する届出 0) 適 用 衆議院議員、畑出等の期限) 除 (外)、 第二百七十条第一 (限)、 の規定のうち同表中欄に掲げるもの この場合におい 参議院議員、 第二百七十一条の二(一 項本文 て、これら 地方公共団 (選挙に \mathcal{O} 体 規定 \mathcal{O} 部 関する届 長及び都 無 は、 中 効 に それぞれ同表下欄の 公職 因 出 る再 道 の候補も 府県の 等 \mathcal{O} 選挙 時 議会の 間)、 者」 \mathcal{O} 特 とあ 例)、 議員 第二百 ように るの 第二 \mathcal{O} は 選 七十条の二(不在者 挙に 読み替えるものと 百七十二条 「農業委員会の選 関 する部分を 命令

	管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議	
	定による登録については当該選挙に関する事務を	
	場合には、政令で定める期間)、同条第二項の規	
	三日から七日までの間(同項ただし書に規定する	
毎年二月二十三日から十五日間	前条第一項の規定による登録については登録月の	第二十三条第一項
	類。以下同じ。)	
	部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書	
	にあつては、当該選挙人名簿に記録されている全	
	挙人名簿を調製している市町村の選挙管理委員会	
抄本	抄本(前項の規定により磁気ディスクをもつて選	第十九条第四項
農業委員会の区域	市町村の区域	第十八条第二項
農業委員会等に関する法律第十条の二第二項	第十五条第六項	
農業委員会の区域	市町村の区域	第十八条第一項
農業委員会の区域	市町村の区域	第十七条第一項及び第二項
する前条第一項第四号		
農業委員会等に関する法律第十一条において準用	前条第一項第四号	第十一条の二
する第二百五十二条		
農業委員会等に関する法律第十一条において準用	第二百五十二条	
八十八号)		
農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第	この法律	第十一条第二項

	は一部の事項又は当該事項を記載した書類。次項は、当該選挙人名簿に記録されている全部若しく	
	より磁気ディスクをもつて調製されている場合に	
抄本	抄本(当該選挙人名簿が第十九条第三項の規定に	第四十四条第二項
会等に関する法律第十四条の解任の効力		
その選挙を必要とするに至つた選挙又は農業委員	その選挙を必要とするに至つた選挙	第三十四条第五項
する第百十一条第一項		
農業委員会等に関する法律第十一条において準用	第百十一条第一項	第三十四条第四項第四号
する第二百五十四条		
農業委員会等に関する法律第十一条において準用	第二百五十四条	第三十四条第四項第三号
する第二百十条第一項		
農業委員会等に関する法律第十一条において準用	第二百十条第一項	第三十四条第四項第二号
会等に関する法律第十四条の解任の効力		
その選挙を必要とするに至つた選挙又は農業委員	その選挙を必要とするに至つた選挙	第三十四条第三項
二分の一	三分の二	第三十四条第二項ただし書
	告示による当該地方公共団体の設置の日	
当該農業委員会の設置の日	地方自治法第六条の二第四項又は第七条第七項の	第三十三条第三項
	簿からの抹消に関し	
一の選挙人名簿に係る脱漏又は誤載を	一の縦覧に係る選挙人名簿への登録又は選挙人名	第二十五条第四項
	録し、又は選挙人名簿から抹まつ消し	
直ちに選挙人名簿を修正し	その異議の申出に係る者を直ちに選挙人名簿に登	
二十日	三日	第二十四条第二項
選挙人名簿に脱漏又は誤載があると認める	選挙人名簿の登録に関し不服がある	第二十四条第一項
	、住所及び生年月日を記載した書面	
選挙人名簿	同条の規定により選挙人名簿に登録した者の氏名	
	、中央選挙管理会)が定める期間	
	員又は参議院比例代表選出議員の選挙については	

	、第五十五条及び第五十六条において同じ。)	
第四十八条の二第一項第一号、第二号及び第四	総務省令	農林水産省令
号		
第六十二条第二項(第七十六条において準用す	十人	五人
る場合を含む)		
第六十八条第一項第二号	第八十六条の八第一項、第八十七条第一項若しく	農業委員会等に関する法律第八条第四項若しくは
	は第二項、第八十七条の二、第八十八条、第二百	第五項、同法第十一条において準用する第八十六
	五十一条の二若しくは第二百五十一条の三	条の八第一項、第八十七条第一項若しくは第二百
		五十一条の二若しくは国家公務員法(昭和二十二
		年法律第百二十号)第百二条第二項(政治的行為
		の制限)
第七十三条	第五十七条第一項本文及び第二項	第五十七条第一項本文
第八十六条の八第一項	第十一条第一項、第十一条の二若しくは第二百五	農業委員会等に関する法律第十一条において準用
	十二条又は政治資金規正法第二十八条	する第十一条第一項、第十一条の二又は第二百五
		十二条
第八十六条の八第二項	第二百五十一条の二第一項各号	第二百五十一条の二第一項第一号、第三号及び第
		四号
第九十条	前条	農業委員会等に関する法律第八条第四項若しくは
第九十一条第二項	第八十八条又は第八十九条	第五項又は国家公務員法第百二条第二項
第九十七条第二項	その選挙の期日から三箇月以内に生じた場合にお	生じた場合において第九十五条第一項ただし書の
	いて第九十五条第一項ただし書の規定による得票	規定による得票者で当選人とならなかつたものが
	者で当選人とならなかつたものがあるとき又はこ	あるとき
	れらの事由がその選挙の期日から三箇月経過後に	
	生じた場合において同条第二項の規定の適用を受	
	けた得票者で当選人とならなかつたものがあると	
	き	
第九十八条第一項	第二百五十一条の二	農業委員会等に関する法律第十一条において準用

第三百五十二条の三 第三百五十二条の三 第三百五十二条の三 第三百五十二条の三 第三百五十二条の三 第三百五十二条の三 第三十二条第三項 第三百五十二条の三 第三十二条第三項第四号 第三百五十二条第三項第四号 地方公共団体の議会の議長 関係による場合の選挙による委員の選挙の期日から三箇月以内に生じた場 生じた場合において第九十二条の一 地方自治法第九十二条の二 以は第百十二条 又は農業委員会等に関する法律第十一条第百十二条第一項第三号 地方公共団体の議会の議長 四海第三号 地方公共団体の議会の議長 西十五条第一項第四号 にといて第九十二条第一項第四号 おおとさらなかったものがあるとさ は			
第二百五十一条の二第一項各号 第二項 第二百五十一条の二第一項各号 第二項第三号 地方自治法第九十七条、第九十七条の二又は第百十二条 第一項第三号 地方公共団体の議会の議長 当該議員の選挙の期日から三箇月以内に生じた場合において第九十五条第一項ただし書の規定のよる得票者で当選人とならなかつたものがあるときは た得票者で当選人とならなかつたものがあるときは 地方公共団体 地方公共団体 地方公共団体 ボテン共団体が設置された 第八十八条に掲げる者 第二百五十二条又は政治資金規正法第二十八条 第二百五十二条又は政治資金規正法第二十八条 第二百五十二条又は政治資金規正法第二十八条 第二百五十二条又は政治資金規正法第二十八条 第二百五十二条又は政治資金規正法第二十八条 第二百五十二条			する第二百五十一条の二
 ○ 次 第九十七条、第九十七条の二叉は第百十二条 ○ 「東部四号 ○ 「東第四号 ○ 「東部一項第二号 ○ 「東部一項第二号 ○ 「東京中山東京中山東京市・「東京市・「東京市・「東京市・「東京市・「東京市・「東京市・「東京市・「		第二百五十一条の二第一項各号	第二百五十一条の二第一項第一号、第三号及び第
公職に係る選挙 公職に係る選挙 公職に係る選挙 公職に係る選挙 公職に係る選挙 一項第四号 一項第四号 一項第四号 一項第四号 一項第二号 一页地方公共団体の議会の議長 一項第二号 一页地方公共団体の議会の議長 一页地方公共団体の議会の議長 一页地方公共団体の議会の議長 一页地方公共団体 地方公共団体 地方公司体			四号
条の三 第二項 、第九十七条、第九十七条の二又は第百十二条 東田項 、第九十七条、第九十七条の二又は第百十二条 地方自治法第九十二条の二 地方自治法第九十二条の二 中国第四号 地方自治法第九十二条の二 第一項第四号 地方公共団体の議会の議長 第一項第二号 地方公共団体の議会の議長 第一項第二号 は 市口の地方公共団体の議会の議長 第二項の規定の適用を受けた場別目から三箇月経過後に生た場合において同条第二項の規定の適用を受けた場別とならなかつたものがあるときは、 東第一項 東第一項の地方公共団体 地方公共団体が設置された 第八十八条に掲げる者 第二百五十二条又は政治資金規正法第二十八条		公職に係る選挙	農業委員会の選挙による委員の選挙
 第二項第四号 一項第四号 地方自治法第九十二条の二 地方自治法第九十二条の二 中方の一 一項第四号 地方自治法第九十二条の二 一項第四号 第一項第二号 地方公共団体の議会の議長 第一項第二号 第一項第二号 中方公共団体の議会の議長 第一項第二号 中方公共団体の議会の議長 第一項第二号 中方公共団体の議会の議長 第一項第二号 中方公共団体の議会の議長 第一項第二号 中方公共団体が設置された 第八十八条に掲げる者 第八十八条に掲げる者 第二百五十二条又は政治資金規正法第二十八条 	第百三条第二項	第九十七条の二又は第百十二	又は農業委員会等に関する法律第十一条において
四項			準用する第九十七条若しくは第百十二条
## 地方自治法第九十二条の二 地方自治法第九十二条の二 地方自治法第九十二条の二 ボスタの一 地方公共団体の議会の議長 第二項第三号 地方公共団体の議会の議長 名得票者で当選人とならなかつたものがあるとき に場合において同条第二項の規定の適用を受け に場合において同条第二項の規定の適用を受け に場合において同条第二項の規定の適用を受け た得票者で当選人とならなかつたものがあるとき は 地方公共団体が設置された 東八十八条に掲げる者 第八十八条に掲げる者 第二百五十二条又は政治資金規正法第二十八条 第二百五十二条 1十二条 1十二条	第百三条第四項		又は農業委員会等に関する法律第十一条において
地方自治法第九十二条の二 地方自治法第九十二条の二			準用する第九十七条若しくは第百十二条
一項第四号	第百四条	地方自治法第九十二条の二	地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百
一項第四号			八十条の五第六項
「一項第四号 六分の一 地方公共団体の議会の議長 地方公共団体の議会の議長 第五項 当該議員の選挙の期日から三箇月以内に生じた場合において第九十五条第一項ただし書の規定による得票者で当選人とならなかつたものがあるときで、場合において同条第二項の規定の適用を受けた得票者で当選人とならなかつたものがあるときはかって、 第一項第二号 市一の地方公共団体 第一項第二号 市一の地方公共団体 第一項第二号 市一の地方公共団体 第二百五十二条又は政治資金規正法第二十八条 第二百五十二条又は政治資金規正法第二十八条		同法第九十二条の二	同法第百八十条の五第六項
第二項第三号 地方公共団体の議会の議長 当該議員の選挙の期日から三箇月以内に生じた場	第百十条第一項第四号	六分の一	五分の二
第五項 当該議員の選挙の期日から三箇月以内に生じた場 合において第九十五条第一項ただし書の規定によ る得票者で当選人とならなかつたものがあるとき 第一項第二号 にた場合において同条第二項の規定の適用を受け た得票者で当選人とならなかつたものがあるとき は 一同一の地方公共団体 地方公共団体が設置された 第八十八条に掲げる者 第二百五十二条又は政治資金規正法第二十八条 第二百五十二条又は政治資金規正法第二十八条	第百十一条第一項第三号	議会の	農業委員会の会長
条の三 第二百五十二条又は政治資金規正法第二十八条 条の三 第二百五十二条又は政治資金規正法第二十八条 条の三 第二百五十二条又は政治資金規正法第二十八条 条の三 第二百五十二条又は政治資金規正法第二十八条	第百十二条第五項	当該議員の選挙の期日から三箇月以内に生じた場	生じた場合において第九十五条第一項ただし書の
条の三 第二百五十二条又は政治資金規正法第二十八条 第の三 第二百五十二条又は政治資金規正法第二十八条 条の三 第二百五十二条又は政治資金規正法第二十八条 条の三 第二百五十二条又は政治資金規正法第二十八条		合において第九十五条第一項ただし書の規定によ	規定による得票者で当選人とならなかつたものが
条の三 第二百五十二条又は政治資金規正法第二十八条 第の三 第二百五十二条又は政治資金規正法第二十八条 条の三 第二百五十二条又は政治資金規正法第二十八条 条の三 第二百五十二条又は政治資金規正法第二十八条		る得票者で当選人とならなかつたものがあるとき	
条の三 第二百五十二条又は政治資金規正法第二十八条 第一項第六号 市分の一 第一項第二号 市一の地方公共団体 第八十八条に掲げる者 第八十八条に掲げる者 条の三 第二百五十二条又は政治資金規正法第二十八条		又は当該議員の選挙の期日から三箇月経過後に生	
条の三 第二百五十二条又は政治資金規正法第二十八条 条の三 第二百五十二条又は政治資金規正法第二十八条 条の三 第二百五十二条又は政治資金規正法第二十八条 条の三 第二百五十二条又は政治資金規正法第二十八条		じた場合において同条第二項の規定の適用を受け	
条の三 第二百五十二条又は政治資金規正法第二十八条 第一項第二号 地方公共団体が設置された 第一項第二号 第八十八条に掲げる者 第一項第六号 第二百五十二条又は政治資金規正法第二十八条		た得票者で当選人とならなかつたものがあるとき	
条の三 第二百五十二条又は政治資金規正法第二十八条 第一項第二号 第八十八条に掲げる者 第一項第二号 第八十八条に掲げる者 第一項第二号 第二百五十二条又は政治資金規正法第二十八条		は	
条の三 第二百五十二条又は政治資金規正法第二十八条 第一項第二号 第八十八条に掲げる者 第一可第二号 第二百五十二条又は政治資金規正法第二十八条	第百十三条第一項第六号	六分の一	五分の二
条第一項 第二百五十二条又は政治資金規正法第二十八条条第一項 第八十八条に掲げる者	—	同一の地方公共団体	当該農業委員会
第二百五十二条又は政治資金規正法第二十八条項第八十八条に掲げる者	第百十七条	地方公共団体が設置された	農業委員会が設置された
第二百五十二条又は政治資金規正法第二十八条	第百三十五条第一項	第八十八条に掲げる者	農業委員会等に関する法律第八条第四項に掲げる
第二百五十二条又は政治資金規正法第二十八条			者
する第二百五十二条	第百三十七条の三	第二百五十二条又は政治資金規正法第二十八条	農業委員会等に関する法律第十一条において準用
			する第二百五十二条

第百六十一条第二項	必要な設備をしなければならない	その使用を許可しなければならない
第二百十条第一項	第二百五十一条の二第一項第一号から第三号まで	第二百五十一条の二第一項第一号又は第三号
	若しくは第二百二十三条の二第二項	又は第二百二十三条の二第二項
	場合又は出納責任者が第二百四十七条の規定によ	場合
	り刑に処せられた場合	
	第二百五十一条の二第一項第一号から第三号まで	第二百五十一条の二第一項第一号若しくは第三号
	に掲げる者若しくは出納責任者	に掲げる者
	公職に係る選挙	農業委員会の選挙による委員の選挙
第二百十条第二項	第二百五十一条の二第一項第一号から第三号まで	第二百五十一条の二第一項第一号又は第三号
	若しくは第二百二十三条の二第二項	又は第二百二十三条の二第二項
	場合又は出納責任者が第二百四十七条の規定によ	場合
	り刑に処せられた場合	
第二百十一条第一項	第二百五十一条の二第一項各号	第二百五十一条の二第一項第一号、第三号及び第
		四号
	公職に係る選挙	農業委員会の選挙による委員の選挙
第二百十二条第一項	本章に規定する異議の申出	農業委員会等に関する法律第十一条において準用
		する第十五章に規定する異議の申出
第二百二十条第三項	議会の議長	農業委員会の会長
第二百二十一条第三項	次の各号	第一号、第二号及び第四号
第二百二十二条第三項	前条第三項各号	前条第三項第一号、第二号及び第四号
第二百二十三条第三項	第二百二十一条第三項各号	第二百二十一条第三項第一号、第二号及び第四号
第二百二十三条の二第二項	第二百二十一条第三項各号	第二百二十一条第三項第一号、第二号及び第四号
第二百二十四条の二	第二百五十一条の二第一項各号	第二百五十一条の二第一項第一号、第三号及び第
		四号
第二百四十一条第二号	第百三十五条	農業委員会等に関する法律第十一条において準用
		する第百三十五条
第二百五十一条	この章に掲げる罪(第二百三十五条の六、第二百	一農業委員会等に関する法律第十一条において準用

一号、第三号及び第四号		
第二百五十一条の二第一項第	第二百五十一条の二第一項各号	
	条の罪を除く。)	
	条の二、第二百五十二条の三並びに第二百五十三	
	百四十九条の五第一項及び第三項、第二百五十二	
	第二百四十九条の三、第二百四十九条の四、第二	
	四十九条の二第三項から第五項まで及び第七項、	
除く。)	第二号から第九号まで、第二百四十八条、第二百	
する第十六章に掲げる罪(第二百五十三条の罪を	三十六条の二、第二百四十五条、第二百四十六条	
農業委員会等に関する法律第十一条において準用	この章に掲げる罪(第二百三十五条の六、第二百	第二百五十三条の二第一項
除く。)		
する第十六章に掲げる罪(第二百五十三条の罪を		
農業委員会等に関する法律第十一条において準用	この章に掲げる罪(第二百五十三条の罪を除く。	第二百五十二条第二項
	五十二条の三及び第二百五十三条の罪を除く。)	
四十二条及び第二百五十三条の罪を除く。)	、第二百四十五条、第二百五十二条の二、第二百	
する第十六章に掲げる罪(第二百四十条、第二百	第二百四十条、第二百四十二条、第二百四十四条	
農業委員会等に関する法律第十一条において準用	この章に掲げる罪(第二百三十六条の二第二項、	第二百五十二条第一項
農業委員会の選挙による委員の選挙	公職に係る選挙	
第四号	第四号及び第五号	
第一号、第三号及び第四号	次の各号	第二百五十一条の二第一項
	条の罪を除く。)	
	条の二、第二百五十二条の三並びに第二百五十三	
	百四十九条の五第一項及び第三項、第二百五十二	
	第二百四十九条の三、第二百四十九条の四、第二	
	四十九条の二第三項から第五項まで及び第七項、	
除く。)	第二号から第九号まで、第二百四十八条、第二百	
する第十六章に掲げる罪(第二百五十三条の罪を	三十六条の二、第二百四十五条、第二百四十六条	

農業委員会の選挙による委員の選挙	この法律の実施	第二百七十二条第一項
する第十五章		
農業委員会等に関する法律第十一条において準用	第十五章	第二百七十条の三
農業委員会等に関する法律	この法律	第二百六十四条の二
	り刑に処せられたときは	
ときは	とき又は出納責任者が第二百四十七条の規定によ	
又は第二百二十三条の二第二項	若しくは第二百二十三条の二第二項	
第二百五十一条の二第一項第一号又は第三号	第二百五十一条の二第一項第一号から第三号まで	第二百五十四条の二第一項
農業委員会の会長	議会の議長	
四号		
第二百五十一条の二第一項第一号、第三号及び第	第二百五十一条の二第一項各号	
	条の罪を除く。)	
	条の二、第二百五十二条の三並びに第二百五十三	
	百四十九条の五第一項及び第三項、第二百五十二	
	第二百四十九条の三、第二百四十九条の四、第二	
	四十九条の二第三項から第五項まで及び第七項、	
除く。)	第二号から第九号まで、第二百四十八条、第二百	
する第十六章に掲げる罪(第二百五十三条の罪を	三十六条の二、第二百四十五条、第二百四十六条	
農業委員会等に関する法律第十一条において準用	この章に掲げる罪(第二百三十五条の六、第二百	第二百五十四条

(選任による委員)

第十二条 市町村長は、選挙による委員のほか、次の各号に掲げる者を委員として選任しなければならない。

- 理事又は経営管理委員)又は組合員各一人 農林水産省令で定める農業協同組合、農業共済組合及び土地改良区がそれぞれ推薦した理事(経営管理委員を置く農業協同組合にあつては、
- あつては、その人数)以内 当該市町村の議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者四人(条例でこれより少ない人数を定めている場合に

員 の 任 期)

第十五 行 条 わ れ た場 選 挙に 一合に よる委員 お V て、 の任 前 任 期 は、 の委員が任期満了 三年とし、 \mathcal{O} 般 日 選 まで在任したとき 挙 (T) 日 から 起算する。 は 前 任者 但 Ĺ \mathcal{O} 任 任 期 期 満 満了 了 に \mathcal{O} ょ 日 る \mathcal{O} 꽢 日 般 放選挙が カゝ 5 農 選 **農業委** 挙 \mathcal{O} 員 期 会の 日 後 委 に 員 前 任 \mathcal{O} 任 \mathcal{O} 委 期 員 満 が 了 す \mathcal{O} べ 日 て 前

2 補 欠委員 は 前 任 者 \mathcal{O} 残任期間在任 はする。

、なつたときはそのなくなつた日の翌日から、

そ

れぞれ起算する

その

- 3 選 一挙に よる委員 は、 前 条の 規定によ る解 任 \mathcal{O} 場 合 を除 き、 その 任期 満 了 後 も後任の委員 が就任するまでは、 な はおその 職 務 を行
- 4 第 なくなつた日)まで在任する。 十二条の 規定により選任された委員は、 般選挙に より 、選挙さ れた委員 0 任期満了 \mathcal{O} 日 (選挙さ れた委員の 全員がすべてなくなつたとき
- 5 ては、 第十二条の規定により選任 理 事 又は 経 営管 理 (委員) された委員のうち 又は 組 合員でなくな 寸 体 \mathcal{O} つたときは、 推 薦に ほ係るも 前 \mathcal{O} 項 は、 \hat{o} 規 当 沈定に 三該委員 カゝ を推 カン わらず、 護薦し た 団 その 体 職を失う。 \mathcal{O} 理 事 (経営管理 委 員 を 置 農 業 協 同 組 合 に

\bigcirc) 公職 選挙 法 (昭 和 二十五 年法律第百号) 抄

は、 は 参 参議院比 おい 政 令 で 例 定 市 んめる期 同 代表選出 町 条の規定により選挙人名簿に 村 0 間 選 [議員 挙 · 管 理 の選挙については、 同 委員 条第二項 会は、 \mathcal{O} 規定による登 前 条第 登 中央選挙管理 録 した者の氏名、 項 \mathcal{O} 録 規 に 定による登録につい つ 会 71 7 は当該 住 が 所及び 定める 選 生年月日 期間、 挙に関する事 ては登録 市 1を記載 役所、 月 務を管理 の した書面を縦覧に 町 \equiv 村役場又は当該市町 日 カュ ら七 す る選 日 まで 挙管理委員 供 \mathcal{O} さな 間 ·村の 会 け 同 選挙管理委員会 項 れ (衆 ただし ば な 議 ら 院 書に な 比 例 代 規 が 定 表 指 選 す ,る場 定 出 参合に た場 員 又

般 選 0 任 期 満 了に 因 る選 選挙及び 設 置 選 挙

2

市

町

村

 \mathcal{O}

選

挙

管

理

委員

会は、

縦

覧開

始

 \mathcal{O}

日

前

三月

ま

らでに

縦

覧の

場

派を告示

i

な

け

れ

ば

なら

ない。

第三十三条 地 方公共団 体 の議 会の 議 員 $\widehat{\mathcal{O}}$ 任 期 %満了に 因 る 般 選挙又は長の任 期満了 因る選挙は、 その 任 期 が 終る日 0 前三十 日

- 2 地 方公 共団 体の 議 会 の解散 に 因 る 般 選 挙 は 解 散 \mathcal{O} 日 カュ 5 兀 + 白 以 内に行う。
- 3 体 0 地 岩方公共 設 置 (T) 日 寸 か 体 っ ら 五 (T) 設 十月 置 に 以 よる議 内に行 会の 議 員 の 一 般 選 受挙及び 長 0) 選 挙 は 地方自治法第六 条 の 二 第 兀 項 又 は 第 七 条第 七 項 0) 告 示 に ょ る当 該 地 方 公 共 寸
- 4 長 す が × 地 方公公 欠け、 てなく 共 なっ 若しくは退職を申し出たときは 团 体 たとき、 0) 議 会の 又は 議 員 地方 の任期満 公共 了に 寸 体 因 \mathcal{O} 更にこ る 長 \mathcal{O} 任 般 れ 期 選 満 挙 6 了に 0) \mathcal{O} 事 期 由 因 日 に る \mathcal{O} 因る 選 告 挙 示 選 \mathcal{O} が なさ 挙 期 0) 日 告 \mathcal{O} れ 告示が 示は、 た後その なされ 行 わ 任 な 期の た後その 満 了すべ 但 Ļ 任 き日前 任 期 期 \mathcal{O} 満 満 了 了 に . 当 に す 、因る選 該 き 地 日 方 挙 前 公 に当 共 0) 期 寸 日 該 体 地 前 \mathcal{O} 方 に 議 当 公 会 該 共 \mathcal{O} 地 寸 議 方公 体 員 \mathcal{O} が

団 体の 議 会が が散され たとき、 又は長が解職され、 しく は 不 信 任 \mathcal{O} 議 決に 因り その 職を失つたときは、 任期満了に 因る選 挙 0) 告 示 は、 そ の効

を失う。

都道 府 県 知 事 0 選挙にあつては、 少なくとも十七 日 前 に

項から

第三項

まで

· の 選

. 学 の

期

日

は、

次

 \mathcal{O}

各

号

 \mathcal{O}

区

分に

ょ

り、

告

示

L

なけ

れ

ば

な

5

な

- 指定 都 市 \mathcal{O} 長 の選挙にあつては、 少 なくとも + 兀 日 前 に
- 都道 府 県 0 議 会 の議 員及び指定都市の議 会の 議 員 0 選挙にあつては、 少なくとも 九

日

前

- 兀 定 都 市 以 外 \mathcal{O} 市 の議会の議員及び長の選挙にあつては、 少なくとも七日 前
- 五. 村 0 議 会 0 議 員及び長の選挙にあつては少なくとも五日 前 に

地地 方公 共 団 体 (T) 議 会の 議 員及び長の 再 選 学、 補 欠選 挙

第三 <u>元</u> 地方公共団 体 \mathcal{O} 議会の議員及び長の再 **選挙、** 補欠選 挙 (第百 ·四条 0 規定による選挙を含 む。 又は増員選挙若しくは 第百 条 0) 規

定による一 般選挙は、これを行うべき事由が生じた日 から五十日以内に行う。

は、 該 議 前 頭項に 員の 任期が 限りでない。 掲げる選挙 終わる前 ずのうち、 六月以内にこれを行うべき事 第 百 九条、 第百十 条又は第百十三条の規定による地方公共団 由が生じた場合は行わない。 ただし、 体 議員 の議会の議 の数がその定数の三分の二 員の再選挙、 補欠選 に 挙 文は 達しなくなつたとき 増 員 は、 当

3 略

この

欠選 挙 及 び 増 員

ただし、 号から第三号までの規定による通知を受けた場合において、 できるときを除くほ 代表選出議員又は 同一人に関し、 衆議院 議 か、 員、 参議院比 その議員の欠員の数が次の各号に 参議院議員 第百九条又は第百十 例代表選出議員 (在任期間を同じくするも 条 $\hat{\mathcal{O}}$. О 選 規定 挙に に つ いて より選挙 該当するに至つたときは、 前条第 は、 のを 中央選挙管理 \mathcal{O} 期日を告示したときは、 いう。 項から第五項まで、)又は地方公共団 会 は、 当 選 該 選挙 挙 第七項又は この限りでない。 の期日を告示し、 体 に関する事務を管理する選挙 0 議 会の 第八項 議員 の規定により、 の欠員に 補 欠選挙を行 つき、 わせ 管理 第百 当 選 なけ 人を定 委員 れ 会 条 ば (衆議 めることが 第 なら 項 ない。 院比 第

~ 五. 略

六 市 町 村の 議 会の 六 分の 議 員 の場合には、 を超えるに至つたとき。 第百十条第 項 に ** \ うそ の当選 人の不足数と通じ て当該 選 挙 X に お け る議 員 0 定 数 選 挙 区 が な とき は

2 5 (略

員

0

定数

0